

令和3年三重県議会定例会
防災県土整備企業常任委員会
説明資料

◎ 議案補充説明

- (1) 議案第148号「都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例案」 1
- (2) 議案第155号「一般国道368号（大内拡幅）道路改良（大内橋上部工）工事」 3
- (3) 議案第156号「一般県道一志出家線（中川原橋）道路改良（橋梁上部工）工事」 6
- (4) 議案第157号「一般県道香良洲公園島貫線（香良洲橋）橋梁耐震対策（橋梁上部工）工事」 9

◎ 所管事項

- (1) 令和4年度予算の確保に向けた国への要望について 11
- (2) (新) 三重県住生活基本計画（中間案）の概要について 12
- (3) 鈴鹿青少年の森にかかる特定事業実施事業者および指定管理者の選定状況について 20
- (4) 審議会等の審議状況について 23

≪別冊≫ 令和4年度予算の確保に向けた国への要望（国土交通省関係分）
三重県住生活基本計画（中間案）

令和3年12月20日

県 土 整 備 部

◎議案補充説明

(1) 議案第148号

「都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例案」

1 改正理由

都市計画法の一部改正（令和2年6月10日公布）及び都市計画法施行令の一部改正（令和2年11月27日公布）により、市街化調整区域における開発許可の基準に関する規定を整備するものです。

2 改正内容

頻発・激甚化する自然災害に対応した「安全なまちづくり」のために都市計画法令が改正され、災害リスクの高いエリアにおける開発抑制のための対策として、開発許可制度が見直されました。これを受けて条例第3条を改正し、市街化調整区域において一定の条件を満たす一戸建て住宅の開発許可を可能とする指定区域から以下の区域を除外します。

- ・ 災害危険区域
- ・ 急傾斜地崩壊危険区域
- ・ 浸水被害防止区域
- ・ 地すべり防止区域
- ・ 土砂災害警戒区域
- ・ 浸水想定区域

3 施行期日

令和4年4月1日

【条例指定区域の例（イメージ）】



【参考】都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例

| | |
|-----|--|
| 改正後 | <p>(法第三十四条第十一号の条例で指定する土地の区域)</p> <p>第三条 法第三十四条第十一号の規定により条例で指定する土地の区域は、自然的社会的諸条件から一体的な日常生活圏を構成していると認められ、かつ、おおむね五十以上の建築物が連たんしている区域(以下「既存集落」という。)のうち、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとして知事が指定する土地の区域とする。</p> <p>一～五 (略)</p> <p>六 原則として、<u>令第二十九条の九各号に掲げる区域</u>を含まないこと。</p> <p>2～5 (略)</p> |
| 改正前 | <p>(法第三十四条第十一号の条例で指定する土地の区域)</p> <p>第三条 法第三十四条第十一号の規定により条例で指定する土地の区域は、自然的社会的諸条件から一体的な日常生活圏を構成していると認められ、かつ、おおむね五十以上の建築物が連たんしている区域(以下「既存集落」という。)のうち、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとして知事が指定する土地の区域とする。</p> <p>一～五 (略)</p> <p>六 原則として、<u>令第八条第一項第二号ロからニまでに掲げる土地の区域</u>を含まないこと。</p> <p>2～5 (略)</p> |

【参考】都市計画法施行令

| | |
|-----|--|
| 改正後 | <p>(法第三十四条第十一号の土地の区域を条例で指定する場合の基準)</p> <p><u>第二十九条の九</u> 法第三十四条第十一号(法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。)の政令で定める基準は、同号の条例で指定する土地の区域に、原則として、<u>次に掲げる区域</u>を含まないこととする。</p> <p>一 <u>建築基準法(昭和三十五年法律第二百一十号)第三十九条第一項の災害危険区域</u></p> <p>二 <u>地すべり等防止法(昭和三十二年法律第三十号)第三条第一項の地すべり防止区域</u></p> <p>三 <u>急傾斜地崩壊危険区域</u></p> <p>四 <u>土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第一項の土砂災害警戒区域</u></p> <p>五 <u>特定都市河川浸水被害対策法(平成十五年法律第七十七号)第五十六条第一項の浸水被害防止区域</u></p> <p>六 <u>水防法(昭和三十四年法律第九十三号)第十五条第一項第四号の浸水想定区域のうち、土地利用の動向、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を勘案して、洪水、雨水出水(同法第二条第一項の雨水出水をいう。)又は高潮が発生した場合には建築物が損壊し、又は浸水し、住民その他の者の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域</u></p> <p>七 <u>前各号に掲げる区域のほか、第八条第一項第二号ロからニまでに掲げる土地の区域</u></p> |
| 改正前 | <p>(法第三十四条第十一号の土地の区域を条例で指定する場合の基準)</p> <p><u>第二十九条の八</u> 法第三十四条第十一号(法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。)の政令で定める基準は、同号の条例で指定する土地の区域に、原則として、<u>第八条第一項第二号ロからニまでに掲げる土地の区域</u>を含まないこととする。</p> |

◎議案補充説明

(2)議案第155号「一般国道368号(大内拡幅)道路改良
(大内橋上部工)工事」

| | | | | |
|--|---|-----------------|--|---|
| 議案番号 第 155 号 工 事 請 負 契 約 に つ い て | | | | |
| 工 事 名 | 一般国道368号(大内拡幅)道路改良(大内橋上部工)工事 | | | |
| 施 工 場 所 | 伊賀市守田町地内～伊賀市大内地内 | | | |
| 契 約 金 額 | 763,631,000 円(消費税等含む) | | | |
| 請 負 者 住 所 氏 名 | 津市栄町2丁目304番地 株式会社日本ピーエス三重営業所 所長 野口 泰信 | | | |
| 契 約 工 期 | 議決日から 760 日間 | | | |
| <u>工事内容</u> 橋長 L=188.0m 幅員 W=6.5(9.75)m 橋梁上部工(ポストテンション方式5径間連結 PC セグメントT桁橋)N=1 橋 桁架設工(架設桁架設)N=25 本 橋梁付属物工 N=1 式 | | | | |
| 契 約 方 法 | 一般競争入札 | | | |
| 入 札 状 況 | 年 月 日 | 令和 3 年 8 月 24 日 | 評価値 1.74183 (最高値 1.74183 最低値 1.67067) | |
| | 業 者 数 | 5 | 価 格 | 最低 763,631,000 円(消費税等含む) 694,210,000 円(消費税等抜き) |
| | | | | 最高 763,631,000 円(消費税等含む) 694,210,000 円(消費税等抜き) |
| 回 数 | 1 | 予 定 価 格 | 823,636,000 円(消費税等含む) 748,760,000 円(消費税等抜き) | |

入札結果調書（総合評価 除算方式）

入札年月日 令和3年8月24日

工事番号 202117370050301649

工事名 令和3年度 社会資本・国 第A010-70分0001号
一般国道368号（大内拡幅）道路改良（大内橋上部工）工事

施工場所 伊賀市守田町地内～伊賀市大内地内

| 入札者 | | 第1回 | | | 備考 |
|---|--------------------|-------------|---------|---------|------|
| | | 入札額 | 標準点+加算点 | 評価値 | |
| 1 | 株式会社日本ピーエス 三重営業所 | 694,210,000 | 120.92 | 1.74183 | 落札決定 |
| 2 | 株式会社ピーエス三菱 三重営業所 | 694,210,000 | 119.84 | 1.72627 | |
| 3 | 極東興和株式会社 三重営業所 | 694,210,000 | 117.81 | 1.69703 | |
| 4 | 株式会社IHIインフラ建設 中部支店 | 694,210,000 | 116.63 | 1.68003 | |
| 5 | 川田建設株式会社 三重営業所 | 694,210,000 | 115.98 | 1.67067 | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| <p>上記入札額は、消費税および地方消費税（免税業者にあつては相当額）を除いた金額です。</p> <p>また、本工事は価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式にて行ったため、評価値の最も大きい入札者を落札者としています。また、評価値とは標準点100点に提案による加算点を加えた技術評価点を入札額（千万円単位）で除した値（小数点第六位以下切り捨て）です。</p> | | | | | |

◎議案補充説明

(3)議案第156号「一般県道一志出家線(中川原橋)道路改良
(橋梁上部工)工事」

| | | | | |
|---|---|-----------|---------------------------------------|---|
| 議案番号 第 156 号 工 事 請 負 契 約 に つ い て | | | | |
| 工 事 名 | 一般県道一志出家線(中川原橋)道路改良(橋梁上部工)工事 | | | |
| 施 工 場 所 | 津市庄田町地内 | | | |
| 契 約 金 額 | 1,292,500,000 円(消費税等含む) | | | |
| 請 負 者 住 所 氏 名 | 松阪市大津町1607番地の1 宇野重工・JFEエンジニアリング特定建設工事共同企業体 代表者 宇野重工株式会社 代表取締役 宇野 雄介 | | | |
| 契 約 工 期 | 議決日から 800 日間 | | | |
| 工 事 内 容 | | | | |
| 橋長 L=337.0m 幅員 W=6.0(9.5)m 橋梁上部工(鋼6 径間連続非合成鈹桁橋)N=1 橋 工場製作工 W=1,030.9t 鋼橋架設工(クローラクレーンベント架設)W=1,030.2t 床版工 V=857 m ³ 橋梁付属物工 N=1 式 | | | | |
| 契 約 方 法 | 一般競争入札 | | | |
| 入 札 状 況 | 年 月 日 | 令和3年8月24日 | 評価値 1.09438 (最高値 1.09438 最低値 1.09438) | |
| | 業 者 数 | 1 | 価 格 | 最低 1,292,500,000 円(消費税等含む) 1,175,000,000 円(消費税等抜き) |
| | | | | 最高 1,292,500,000 円(消費税等含む) 1,175,000,000 円(消費税等抜き) |
| | 回 数 | 1 | 予 定 価 格 | 1,387,096,700 円(消費税等含む) 1,260,997,000 円(消費税等抜き) |

【議案第156号】

位置図



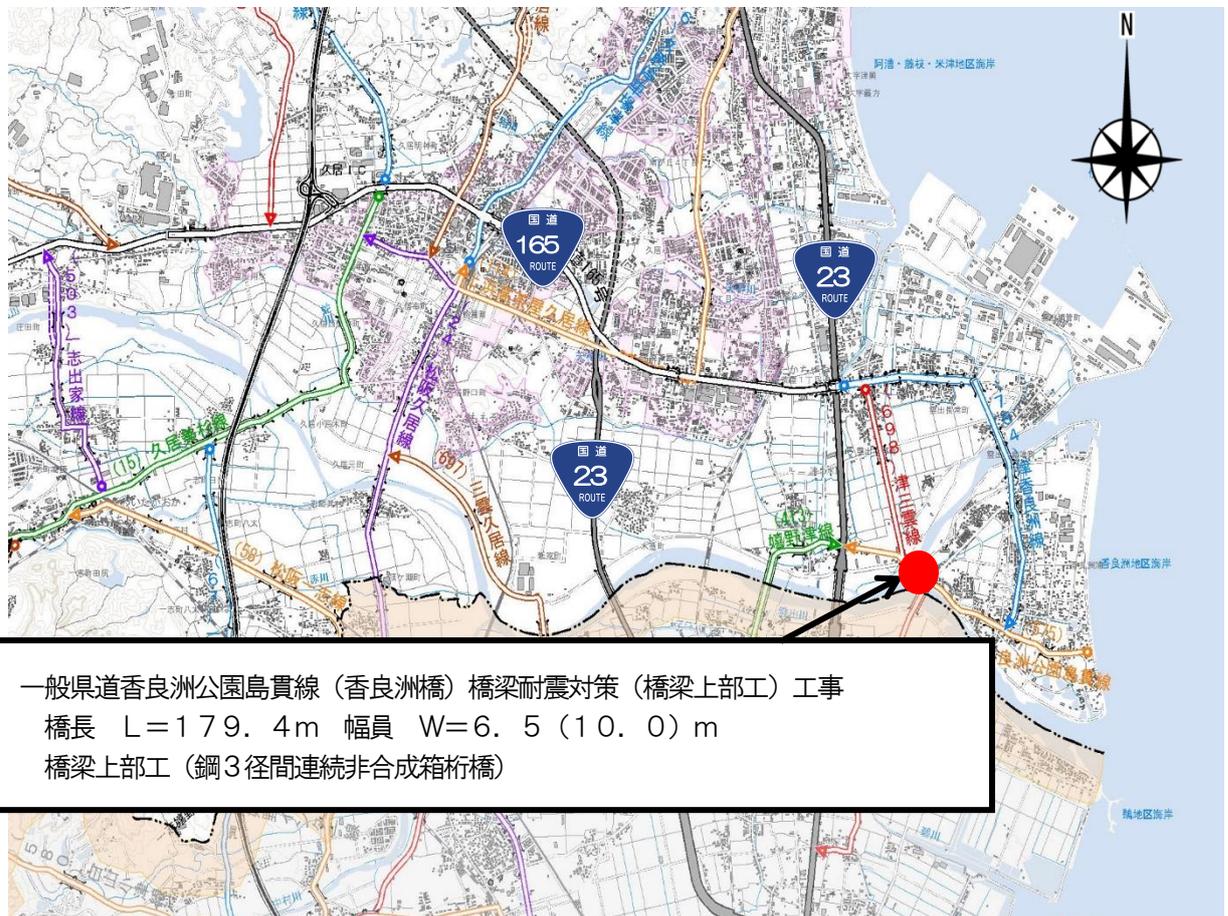
◎議案補充説明

(4)議案第157号「一般県道香良洲公園島貫線(香良洲橋)
橋梁耐震対策(橋梁上部工)工事」

| | |
|--|---|
| 議案番号 第 157 号 工 事 請 負 契 約 の 変 更 に つ い て | |
| 工 事 名 | 一般県道香良洲公園島貫線(香良洲橋)橋梁耐震対策(橋梁上部工)工事 |
| 施 工 場 所 | 津市香良洲町地家地内～津市雲出伊倉津町地内 |
| 契 約 金 額 | 変更前 1,022,360,900 円(消費税等含む) 変更後 1,028,798,100 円(消費税等含む) |
| 請 負 者 住 所 氏 名 | 愛知県名古屋市中村区名駅三丁目28番12号 JFEエンジニアリング株式会社 名古屋支店 支店長 霜 知宏 |
| 契 約 工 期 | 令和2年3月19日～令和4年3月3日 |
| <u>工事内容</u> 橋長 L=179.4m 幅員 W=6.5(10.0)m 橋梁上部工(鋼3径間連続非合成箱桁橋) N=1 橋 工場製作工 W=769.2t 鋼橋架設工(送出し架設) W=533.0t 鋼橋架設工(クローラクレーンベント架設)W=215.1t 床版工 V=454 m ³ 橋梁付属物工 N=1 式 | <u>変更理由</u> 受注者希望型の月2回土日完全週休2日制工事試 行要領を適用し、建設工事請負契約書第19条に基づ き増額を行うものである。 |
| 契 約 方 法 | 随意契約 |

【議案第157号】

位置図



◎ 所管事項

(1) 令和4年度予算の確保に向けた国への要望について

本県では、政府予算案策定に向けて、本県の施策の展開に必要な予算確保や政策実現に必要な重要課題等について、国への要望を行っているところです。

今回、県土整備部からは、下記3項目について国土交通省等に要望しました。

1 要望活動日

令和3年11月15日(月)～16日(火)

2 要望項目（詳細は別冊資料のとおり）

- ① 「防災・減災、国土強靱化の強力かつ計画的な推進」
 - ・ 地方自治体が中長期的な見通しのもと、強力かつ計画的に防災・減災、国土強靱化を推進するための、必要かつ十分な予算の、当初予算を含め、通常予算とは別途、計画的・持続的な確保等
- ② 「国民の安全・安心の確保」、「社会経済活動の確実な回復と経済好循環の加速・拡大」、「豊かで活力ある地域創りと分散型の国づくり」に資する社会資本整備の推進
 - ・ 直轄事業等の推進に必要な予算確保や支援等
- ③ 社会資本整備に係る地方財政への支援・充実
 - ・ 県の施策の展開に必要な予算確保、国の支援制度の創設や改正等

3 要望先

内閣官房、財務省、国土交通省、自由民主党

◎所管事項

- (2) (新)三重県住生活基本計画
(中間案)の概要について

(新)三重県住生活基本計画(中間案)の概要

1 「三重県住生活基本計画」とは

住宅政策の目標・基本的な**施策**・成果**指標**等を定めるもので、今後の**住宅分野の具体的な施策の指針**となる計画（「住生活基本法」に基づき、全国計画に即して策定）

【目的】

県民の住生活に関する**施策**が効果的かつ持続的に**展開**されるよう、本県がめざす**将来像と目標の実現に向けた方法**、県、国、市町、住宅関連事業者、県民等**各主体の役割**を明確にし、**共有**することが目的

住生活基本法

第15条に基づき策定

全国計画

従前の住生活基本計画(全国計画)
【計画期間】平成28年度～令和7年度

R 3年3月
閣議決定

新たな住生活基本計画(全国計画)
【計画期間】令和3年度～令和12年度

全国計画
に即して策定

第17条に基づき策定

県計画

現行の三重県住生活基本計画
【計画期間】平成28年度～令和7年度

新たな三重県住生活基本計画
【計画期間】令和4年度～令和12年度

2 新計画の基本方針

基本方針1

安全な
住まいづくり

目標1-1 安全な住まいで暮らす

目標1-2 住宅地での災害を減らす

基本方針3

地域の豊かさを
実感できる
住まいづくり

目標3-1 魅力ある地域にする

目標3-2 環境をまもる

基本方針2

良質で多様な需要に
応える
住まいづくり

目標2-1 より良い住まいを実現する

目標2-2 既存住宅の価値を高め、活用する

目標2-3 住まいの疑問にこたえる

基本方針4

住宅確保要配慮者が
安心できる
住まいづくり

目標4-1 住まいに困ることがないようにする

目標4-2 災害時の住宅を確保する

目標4-3 県営住宅のあり方を考える

基本方針1 安全な住まいづくり

目標
1-1

安全な
住まいで暮らす

● 基本的施策

- ① **住宅の耐震化の促進** 充実
 - ・耐震診断・耐震補強工事への支援
 - ・耐震補強工事の低廉化の取組の促進
- ② **災害に強い適法な住宅の確保**
 - ・建築基準法等に基づく適正な確認・許可・検査
- ③ **住宅の防犯対策の促進**
 - ・「犯罪のない安全で安心な三重のまちづくり条例」に基づく防犯に配慮した住まいの普及啓発

ポイント！

自然災害の頻発・激甚化、南海トラフ地震への対応

● 指標

住宅における耐震化率
(現状R2)86.1%
→(目標R12)91.6%

目標
1-2

住宅地での
災害を減らす

● 基本的施策

- ① **災害に強いまちづくりの推進** 充実
 - ・市町における立地適正化計画(防災指針)の策定
 - ・不動産取引時にハザードマップを活用した重要事項説明
- ② **空き家の除却の推進** 充実
 - ・空き家の除却の支援強化
 - ・市町における空き家相談会の開催

ポイント！

社会問題化する空き家への対応

● 指標

空き家除却補助戸数
(現状R2)1,108戸
→(目標R12)2,000戸

基本方針2 良質で多様な需要に応える住まいづくり

目標
2-1

より良い住まい
を実現する

●基本的施策

- ①長期優良住宅の推進
 - ・長期優良住宅認定制度の普及啓発
- ②**新しい生活様式に対応した住宅の整備**
 - ・生活様式の変化に対応した住宅の普及促進
 - ・事業者によるテレワークに対応した住まいの提案
- ③高齢者や障がい者に対応した住宅の整備
 - ・ユニバーサルデザインの普及啓発
- ④住生活関連産業における担い手確保・DXの推進



ポイント！

コロナ禍を契機とした新しいライフスタイルや多様な住まい方への対応

●指標

新築住宅における長期優良住宅の割合
(現状R2)24.5%
→(目標R12)28.5%

目標
2-2

既存住宅の価値
を高め、活用する

●基本的施策

- ①既存住宅市場の活性化と住み替え支援
 - ・インスペクションの普及啓発
- ②**空き家などの有効活用**
 - ・空き家の利活用の支援強化
 - ・市町における空き家相談会の開催
- ③マンションの適切な維持管理による長寿命化や円滑な建替の推進



ポイント！

社会問題化する空き家への対応

●指標

県内の住宅リフォーム市場規模
(現状R2)947億円
→(目標R12)1,300億円

目標
2-3

住まいの疑問
にこたえる

●基本的施策

- ①住まいに関する総合的な情報提供
- ②住まいの相談体制の充実

●指標

住宅関連団体における相談対応件数
(現状R2)782件
→(目標R12)1,200件

基本方針3 地域の豊かさを実感できる住まいづくり

目標
3-1

魅力ある地域
にする

●基本的施策

- ①日常生活の利便性確保(コンパクトシティ)
 - ・市町の立地適正化計画策定支援
- ②中心市街地の再生と地域コミュニティの活性化
 - ・コミュニティビジネスの推進
- ③あらゆる世帯・世代が共存できる地域づくり
 - ・子育て支援施設の設置・運営支援
- ④三重県への移住促進
 - ・移住希望者への情報提供、移住相談、就業支援等

●指標

地域に愛着があり住み続けたいと感じる県民の割合
(現状R2)76.0%
→(目標R12)82.0%

目標
3-2

環境をまもる

●基本的施策

- ①住宅の省エネルギー性能の向上と再生可能エネルギーの普及
 - ・長期優良住宅の省エネ基準の見直し
 - ・新築住宅の省エネ基準適合義務化(見込)
- ②建築廃材の再利用の推進
 - ・建築物リサイクル届の確認と立入検査
- ③地域資源の活用
 - ・「三重の木」の活用促進
- ④豊かな景観の確保
 - ・「景観計画」を踏まえた住まいづくりの推進

充実

ポイント！

2050年カーボンニュートラルの実現への対応

●指標

新築住宅における長期優良住宅の割合
(現状R2)24.5%
→(目標R12)28.5%

基本方針4 住宅確保要配慮者が安心できる住まいづくり

目標 4-1

住まいに困ることがないようにする

● 基本的施策

- ① **住宅の確保に特に配慮を要する人への居住支援** ★ 充実
 - ・市町における居住支援協議会設立
 - ・セーフティネット住宅の登録数拡大
- ② 高齢者の安心を保證するための住宅整備の推進
 - ・サービス付き高齢者向け住宅等の提供推進
- ③ 公営住宅の適正な維持管理と供給
 - ・指定管理者による効率的な管理・運営
- ④ 公営住宅の計画的な整備
 - ・「三重県長寿命化計画」に基づいた計画的な整備

ポイント！

高齢社会への対応

● 指標

居住支援協議会の市町人口カバー率
(現状R2)0%
→(目標R12)50%

目標 4-2

災害時の住宅を確保する

● 基本的施策

- ① 災害発生直後の一時的な居住の確保
 - ・応急仮設住宅に関するシミュレーション訓練
- ② 復興事前準備と発災後の復興段階における住宅の恒久的な確保
 - ・市町における復興事前準備の促進

● 指標

市町の復興事前準備の着手率
(現状R2)59%
→(目標R12)100%

ポイント！

県営住宅の老朽化、入居率の低下への対応

目標 4-3

県営住宅のあり方を考える

● 基本的施策

- ① 入居率低下の調査・分析・新たな活用
- ② **老朽化が進む県営住宅の将来的な対応方針の検討・計画の策定** ★ 新

● 指標

県営住宅の入居率
(現状R2)70.4%
→(目標R12)80.0%

3 これまでの経過と今後の予定

| | |
|-----------|---------------------------------|
| 令和3年 | |
| 3月19日 | 「住生活基本計画(全国計画)」閣議決定 |
| 6月7日 | 地域住宅協議会(市町との意見交換) |
| 8月30日 | 第1回住生活基本計画策定懇話会(現状分析等に対する意見聴取等) |
| 11月18日 | 第2回住生活基本計画策定懇話会(中間案の検討) |
| 12月中旬 | 地域住宅協議会(市町との意見交換) |
| 12月20日 | 令和3年11月県議会定例会常任委員会(中間案の報告) |
| 令和4年 | |
| 1月上旬～2月上旬 | パブリックコメント・関係団体等意見照会 |
| 3月 | 第3回住生活基本計画策定懇話会(最終案の検討) |
| 6月 | 令和4年6月県議会定例会常任委員会(最終案の報告) |

住生活基本計画策定懇話会委員

三重大学大学院教授 浅野 聡、三重県建築士事務所協会会長 相原清安、三重県宅地建物取引業協会常務理事 浅沼小百合、三重大学大学院准教授 大月 敦、三重県介護支援専門員協会副会長 花井裕子

三重県住生活基本計画 ～令和新時代の持続可能で快適な住生活をめざして～



◎所管事項

(3) 鈴鹿青少年の森にかかる特定事業実施事業者 および指定管理者の選定状況について

1 概要

鈴鹿青少年センターと鈴鹿青少年の森の整備運営事業にかかる特定事業実施事業者を選定するため、学識経験者による特定事業実施事業者選定委員会を設置し、現在審査を行っています。

選定した事業者については、三重県都市公園条例の規定にもとづき、指定管理者に指定します。

2 選定委員（8名・敬称略）

| | | |
|-------|--------|--------------------------|
| 委員長 | 横山 幸司 | （滋賀大学 教授） |
| 委員長代理 | 加納 白一 | （中部 PFI/PPP 研究会 理事・事務局長） |
| 委員 | 板谷 明美 | （三重大学大学院 准教授） |
| 委員 | 佐野 仁美 | （鈴鹿市立飯野小学校 校長） |
| 委員 | 白木原 香織 | （鈴鹿工業高等専門学校 准教授） |
| 委員 | 田端 千夏子 | （三重大学大学院 准教授） |
| 委員 | 山崎 智博 | （公認会計士） |
| 委員 | 山本 幹 | （日本ボーイスカウト三重連盟 理事長） |

3 審査基準および配点表

| 項目 | 配点 |
|------------------------|-------|
| 性能評価点 | 750点 |
| ア 事業計画に関する事項 | 180点 |
| イ 設計・建設に関する事項 | 180点 |
| ウ センターの運営・維持管理業務に関する事項 | 140点 |
| エ 森公園の運営・維持管理業務に関する事項 | 140点 |
| オ 公募対象公園施設等に関する事項 | 110点 |
| 価格評価点 | 250点 |
| 総合評価点 | 1000点 |

4 選定委員会の開催状況及び審議内容

7月12日 第1回選定委員会開催

※実施方針等（公表済み資料）の確認や落札者決定基準（審査基準、評価項目および配点表等）を審議

8月20日 入札公告

10月27日 第2回選定委員会開催

※両施設の現地視察および提案書の審査方法を審議

12月3日 第3回選定委員会開催

※企画提案書や各種図面をもとに提案に対する意見交換を実施

12月17日 第4回選定委員会開催および開札

※提案資料の審査および事業者へのヒアリングを実施

5 今後の予定

令和4年1月中旬 落札決定（公表）

令和4年1月下旬 基本協定および仮契約の締結

令和4年2月 定例会議で事業契約締結議案、指定管理者指定議案
および特定公園施設整備・譲渡契約締結議案を提出

令和4年3月 事業契約の締結（事業期間 令和4年3月～23年3月）

令和5年2月 リニューアルオープン（第1期：ロードサイドエリア）
および事業者による公園一部施設の指定管理開始

令和5年4月 事業者による公園全体の指定管理開始

令和6年4月 リニューアルオープン（第2期：センター）

◎所管事項

(4) 審議会等の審議状況について(令和3年10月6日～令和3年11月21日)

(県土整備部)

| | |
|-----------|--|
| 1 審議会等の名称 | 三重県公共事業評価審査委員会 |
| 2 開催年月日 | 令和3年10月22日 |
| 3 委員 | 委員長 酒井 俊典 副委員長 岡 良浩 委員 新谷 琴江 他3名 |
| 4 諮問事項 | 公共事業再評価実施事業 ・道路事業(国道477号 菟野バイパス) ・道路事業(国道368号 上長瀬) ・港湾海岸高潮対策事業(長島港海岸) |
| 5 調査審議結果 | 事業の継続が了承された。 |
| 6 備考 | |